

# アスベスト(石綿)の分析方法と関連法規制

## 1.概要

石綿(アスベスト)は耐熱性、耐薬品性等の優れた特性を持ち、また安価なことから幅広い用途で使用されてきました。しかし近年、**人体への吸入によって呼吸器系疾患を生じることが分かり、大気汚染防止法や労働安全衛生法に基づき規制が行われています。**同時に大気中の粉塵及び建材製品等に含まれるアスベストの測定方法が確立されています。

※ 石綿(アスベスト)の有害な種(クリソタイト、クロシドライト、アモサイト)

建材アスベスト

粉塵アスベスト  
大気



呼吸器系疾患

## 2.関連法規

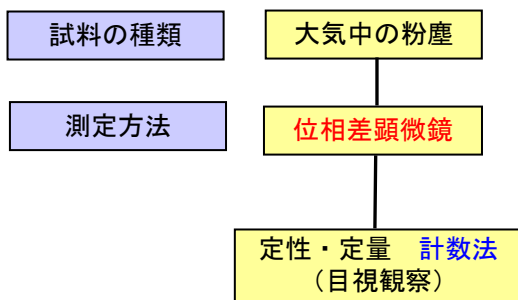
### 【大気中の粉塵】

- 敷地境界基準 『大気汚染防止法施行規則第16条の2』  
石綿に係る特定粉塵発生施設を設置する工場等において、敷地の境界線における大気中の石綿濃度の許容限度は、1リットルにつき10本(fiber)と規定されています。
- 屋内作業場における管理濃度 『労働安全衛生法労働省令第39号』  
石綿を製造または取り扱う屋内作業場において、石綿の作業環境測定の管理濃度は、0.15本/cm<sup>3</sup>と規定されています。

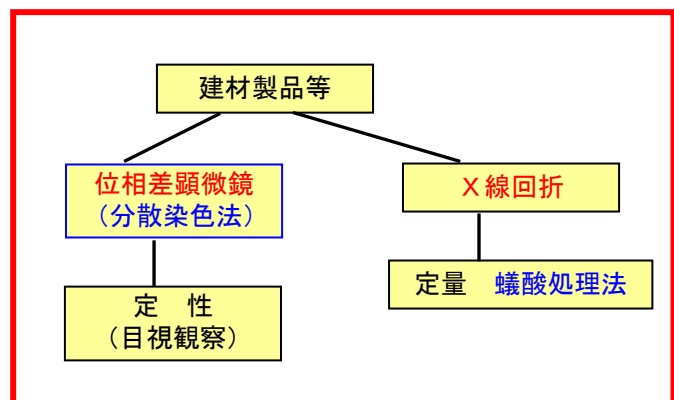
### 【建材製品等】

- 建築物の耐火等吹付け材の石綿含有率の判定方法 『労働基準局長通達基発第188の2』  
分散染色法とX線回折法を用いて、吹付け材に石綿が1%を超えて含有しているか否かの判定を行います。石綿含有率が1%を超える吹付け材の除去もしくは建築物の解体を行う場合は、届出や飛散防止対策等の規制対象になります。(特に分散染色法による位相差顕微鏡による測定が難しく、時間がかかるとされております。)

## 3.アスベスト分析法



(従来法)



(新法と呼ばれている方法)

## お問い合わせ先

株式会社 建設環境研究所 環境科学技術センター 担当: 鈴木

〒330-0851 埼玉県さいたま市大宮区榑引町1-268-1 TEL: 048-668-7282 FAX: 048-668-1979

株式会社 建設環境研究所 本社営業部 担当: 鈴木

〒170-0013 東京都豊島区東池袋 2-23-2

TEL: 03-3988-2643 FAX: 03-3988-2158